

○財務省告示第三百八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年年度の初日から平成二十七年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年九月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年年度の初日から平成二十七年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン

一六	三、〇五四トン
一五	三三六トン
一四の二	二四五、五〇三トン
一四	五〇六、七一三トン
一三	二、二五五、三六九トン
一二	二七、六一〇トン
一一	三、四六六トン
一〇	三、三五七トン
九	一五、〇六四トン
八	〇・一トン
七	四トン
六	二〇トン
五	五四〇トン
四	一八、三七二トン
三	一四トン
二	〇トン

二九	一四九トン
二八	一トン
二七	六、五三九トン
二六	二、一四六トン
二五	〇トン
二四	二〇トン
二三	二、三一二トン
二二	一九五トン
二一	一一、〇四三トン
二〇	二〇〇トン
一九	六〇二トン
一八	六、一七四トン
一七	五七、〇七三トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの飼料用表を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用表の輸入数量を

当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	一一、二五五、三六九トン
一四	四七五、九六八トン